

制度の概要

- 積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超える積載をして車両を運転する場合に、警察署長の許可を得る制度

申請手順

申請者

【申請書の作成】

- ◇ 車両の種類・諸元
- ◇ 運搬品名、制限を超える大きさ・重量、制限を超える積載の方法
- ◇ 運転期間・運転経路 等

申請書の提出

警察署

【審査】

- ◇ 車両の構造
- ◇ 積載物の大きさ及び積載の方法
- ◇ 運転経路の道路交通状況 等

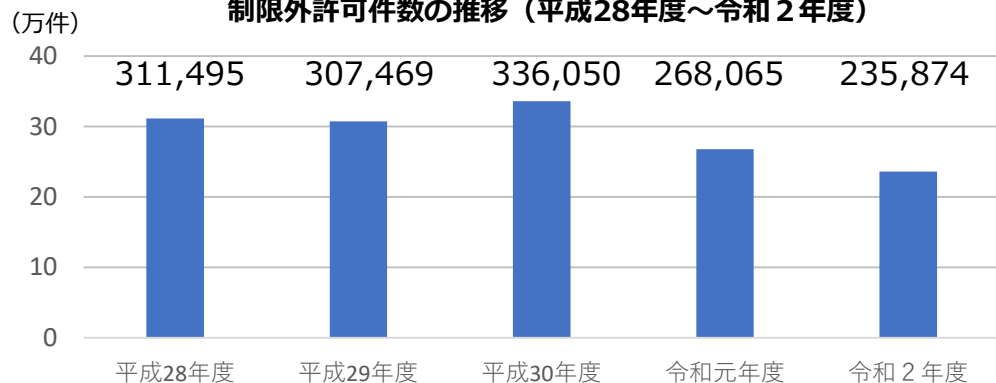
許可証の交付

申請に必要な主な書類

- 申請書
- 申請書の記載内容を補足する資料
 - ・ 積載方法の状況が分かる資料
(積載状況の寸法が記載されている図面や写真等)
 - ・ 運転経路図

許可件数の推移

制限外許可件数の推移（平成28年度～令和2年度）



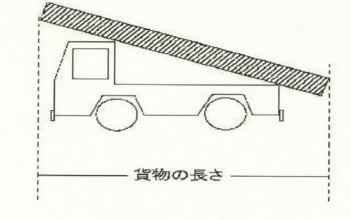
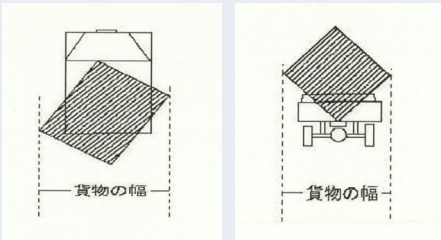
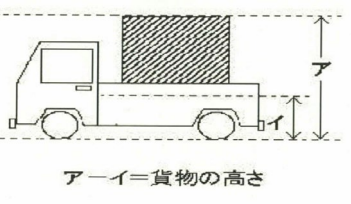
※ 制限外許可とは、道路交通法第56条（設備外積載許可及び荷台乗車許可）又は第57条第3項（制限外積載許可）の規定による許可のことをいう。

- 過去5年間の平均許可件数は約29万件

オンライン化に向けた取組

- 令和3年6月から試行的な取組として各種手続をオンラインで行うことができる「警察行政手続サイト」を運用開始
- **令和4年1月から同サイトの対象に、制限外積載許可を要する行為のうち、定型的なものや反復継続して行われるものを追加予定**
- 本格的なオンライン化に向け、引き続き検討を推進

自動車の積載の制限

種 別	種 別	制 限 の 内 容
長さの制限		<p>(積載物の長さ) 自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えた長さを超えないこと (※1)</p> <p>(積載方法) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと</p>
幅の制限		<p>(積載物の幅) 自動車の幅を超えないこと (※2)</p> <p>(積載方法) 自動車の車体の左右からはみ出さないこと (※3)</p>
高さの制限		<p>(積載物の高さ) 3.8メートル (都道府県公安委員会が指定した道路を通行する自動車は4.1メートル) からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超えないこと</p>
重量の制限		<p>(積載物の重量) 自動車検査証に記載された最大積載重量を超えないこと</p>

根拠法令：道路交通法施行令第22条

現在、次のとおり制限を緩和する政令改正について、意見公募手続を実施している。

- ※1 自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えた長さを超えないこと
- ※2 自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えた幅を超えないこと
- ※3 自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと